

北海道地球温暖化防止対策条例

平成 21 年 3 月 31 日条例第 57 号

改正 平成 25 年 10 月 15 日条例第 46 号
平成 26 年 3 月 28 日条例第 45 号
令和 5 年 3 月 17 日条例第 6 号
令和 6 年 3 月 29 日条例第 56 号
令和 6 年 12 月 27 日条例第 94 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
 - 第 2 章 ゼロカーボン北海道推進計画等（第 8 条—第 11 条）
 - 第 3 章 事業活動に関する地球温暖化対策（第 12 条—第 17 条）
 - 第 4 章 交通に関する地球温暖化対策（第 18 条—第 21 条の 2）
 - 第 5 章 機械器具に関する地球温暖化対策（第 22 条・第 23 条）
 - 第 6 章 建築物に関する地球温暖化対策（第 24 条—第 27 条の 2）
 - 第 7 章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策（第 28 条—第 31 条）
 - 第 8 章 温室効果ガスの吸収作用及び固定作用の保全等（第 32 条—第 34 条）
 - 第 9 章 気候変動適応に関する施策（第 35 条・第 36 条）
 - 第 10 章 ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興等（第 37 条・第 38 条）
 - 第 11 章 ゼロカーボン北海道に対する理解の促進等（第 39 条・第 40 条）
 - 第 12 章 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けたライフスタイル等の転換（第 41 条—第 46 条）
 - 第 13 章 雑則（第 47 条—第 54 条）
- 附則

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題である。

平成 20 年 7 月 7 日から開催された北海道洞爺湖サミットでは、地球温暖化防止対策について、世界全体で取り組む必要があるとの認識が合意され、また、平成 27 年に採択された「パリ協定」では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5 度高い水準までのものに制限するための努力を継続することが掲げられた。

こうした情勢を踏まえ、道においては、令和 2 年 3 月、西暦 2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指すことを国に先駆けて表明し、ゼロカーボン北海道の実現に向けて取り組むことを決意した。

このゼロカーボン北海道を西暦 2050 年までに実現するためには、道民、事業者、市町村など全ての関係者が、環境・経済・社会を統合的に向上させることの意義を共有し、総力を挙げて取組を進めていかなければならない。

このような考え方に立って、豊かで美しい自然環境を有するこの北の大地を将来の世代に引き継ぎ、我が国のみならず、世界の地球温暖化防止対策に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現（以下「ゼロカーボン北海道の実現」という。）に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者、道民及び観光旅行者等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）その他の法令と相まって、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保及び人類の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ゼロカーボン北海道 地球温暖化対策の推進によりゼロカーボン（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれていることをいう。以下同じ。）が実現されるとともに、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた持続可能で活力あふれる北海道のことをいう。
- (2) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (3) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- (4) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (5) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (6) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマスその他自然の作用により絶えず補充されるエネルギー源であって規則で定めるもの（以下これらを「再生可能エネルギー源」という。）を利用して得られるエネルギーをいう。
- (7) 気候変動影響 地球温暖化その他の気候の変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。
- (8) 気候変動適応 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

(基本理念)

第2条の2 ゼロカーボン北海道の実現は、次に掲げる事項を基本とした取組により推進されなければならない。

- (1) 道民、道、事業者などの全ての関係者の自主的かつ積極的な参加及び密接な連携の下に行われること。
- (2) 環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上を統合的に推進する必要があるとの認識の下に行われること。
- (3) 道内に豊富に存在する再生可能エネルギー源、森林その他の地域資源の有効な活用が図られること。

(道の責務)

第3条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する施策の策定又は実施に当たっては、国、市町村、事業者及び道民と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 道は、市町村、事業者、道民、環境保全活動団体（環境の保全を図ることを主たる目的として組織された団体をいう。）及びその他の民間団体が実施するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を促進するための支援を行うものとする。

4 道は、事業者及び道民のゼロカーボン北海道の実現に向けた行動変容及び自主的かつ積極的な取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

5 道は、大学その他試験研究機関と連携し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献する専門的な知識又は技術を有する人材の育成を図るものとする。

6 道は、ゼロカーボン北海道の実現に資する調査研究及び技術開発の促進並びに産業の育成及び振興を図るものとする。

7 道は、道民の生涯にわたる地球温暖化その他の環境に関する教育を推進し、及び道民の学習機会を提供するものとする。

8 道は、事業者及び道民のゼロカーボン北海道に対する理解を深め、及びゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を促進するための分かりやすい情報の提供を行うものとする。

9 道は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を率先して実施するものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、ゼロカーボン北海道に対する理解を深め、その事業活動に際し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、国、道及び市町村が実施するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に協力しなければならない。

（道民の責務）

第5条 道民は、ゼロカーボン北海道に対する理解を深め、その日常生活において、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 道民は、国、道及び市町村が実施するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に協力しなければならない。

（観光旅行者等の責務）

第6条 観光旅行、余暇活動等の目的で一時的に道内に滞在する者（以下「観光旅行者等」という。）は、道内における温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 観光旅行者等は、国、道及び市町村が実施するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に協力するものとする。

（年次報告）

第7条 知事は、毎年、議会に、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関して講じた施策について、報告しなければならない。

第2章 ゼロカーボン北海道推進計画等

(ゼロカーボン北海道推進計画)

- 第8条** 知事は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の推進に関する計画（以下「ゼロカーボン北海道推進計画」という。）を定めなければならない。
- 2 ゼロカーボン北海道推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
 - (2) 温室効果ガスの排出の量の削減及び温室効果ガスの吸収の量に関する目標
 - (3) 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の推進に関し必要な事項
- 3 知事は、ゼロカーボン北海道推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、ゼロカーボン北海道推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、第10条第1項の評価を受けたときその他必要があると認めるときは、ゼロカーボン北海道推進計画を変更することができる。
- 6 第3項及び第4項の規定は、ゼロカーボン北海道推進計画の変更について準用する。

(ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の実施状況等の公表)

- 第9条** 知事は、毎年、ゼロカーボン北海道推進計画に基づく施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(評価)

- 第10条** 知事は、ゼロカーボン北海道推進計画に基づく施策について、定期的に学識経験者等による評価を受けるものとする。
- 2 知事は、前項の評価を受けたときは、その結果を公表するものとする。

(地球温暖化対策指針)

- 第11条** 知事は、次に掲げる措置に関する指針（以下この条において「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。
- (1) 事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置
 - (2) 建築物について講ずべきエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に資するための措置
 - (3) 道民がその日常生活において講ずべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置
- 2 知事は、地球温暖化対策指針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、地球温暖化対策指針を変更することができる。
- 4 第2項の規定は、地球温暖化対策指針の変更について準用する。

第3章 事業活動に関する地球温暖化対策

(事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等)

- 第12条** 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を把握するとともに、省エネルギー（エ

エネルギーを効率的に使用することをいう。)の推進、再生可能エネルギーの導入その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

2 道は、事業者による自主的な温室効果ガスの排出の量の削減等の取組の促進を図るため、温室効果ガスの排出の量の把握の方法その他自主的な取組の推進に資する情報の提供を行うものとする。

(カーボン・オフセットの促進)

第13条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が困難であると判断した場合において、事業活動を行う場所以外の場所で実現した温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量等を購入すること、温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収を実現する活動を実施すること等により、その排出の量の全部又は一部を埋め合わせること(次項及び第3項において「カーボン・オフセット」という。)を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、カーボン・オフセットを行うに当たっては、道内で実現した温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量等を購入するよう努めるとともに、温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収を実現する活動については、道内において行うよう努めるものとする。

3 道は、事業者のカーボン・オフセットに対する理解及びその取組を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者温室効果ガス削減等計画書の作成等)

第14条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として規則で定める者(次項第1号及び第16条において「特定事業者」という。)は、規則で定める期間ごとに、同項各号に掲げる事項を記載した計画書(以下「事業者温室効果ガス削減等計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 事業者温室効果ガス削減等計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 特定事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
- (3) 温室効果ガスの排出の量の削減等の目標及び当該目標を達成するために講ずる措置
- (4) 再生可能エネルギーの導入の目標及び当該目標を達成するために講ずる措置
- (5) その他規則で定める事項

3 第1項の規定により事業者温室効果ガス削減等計画書を提出した事業者は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書を知事に提出しなければならない。

(事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の作成等)

第15条 前条第1項の規定により事業者温室効果ガス削減等計画書を提出した事業者は、毎年度、温室効果ガスの排出の量及び事業者温室効果ガス削減等計画書(同条第3項の規定により変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書を提出した事業者にあつては、変更後のもの)に定めた措置の実施状況を記載した報告書(第17条において「事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(特定事業者以外の事業者による事業者排出量簡易報告書の作成等)

第16条 特定事業者以外の事業者は、規則で定める期間ごとに、次項各号に掲げる事項を記載した報告書(同項及び次条において「事業者排出量簡易報告書」という。)を作成し、知事に提出することがで

きる。

2 事業者排出量簡易報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 特定事業者以外の事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 事業活動に伴い使用したエネルギーの量又は排出した温室効果ガスの量
- (3) その他規則で定める事項

（事業者温室効果ガス削減等計画書等の公表）

第 17 条 知事は、第 14 条第 1 項の規定による事業者温室効果ガス削減等計画書の提出、同条第 3 項の規定による変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書の提出、第 15 条の規定による事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の提出又は前条第 1 項の規定による事業者排出量簡易報告書の提出があったときは、速やかに、これらを公表するものとする。

第 4 章 交通に関する地球温暖化対策

（公共交通機関等の利用への転換等）

第 18 条 道民は、自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）及び原動機付自転車（同条第 3 項に規定する原動機付自動車をいう。）（以下これらを「自動車等」という。）のうち、自家用として使用されるもの（次項及び第 3 項において「自家用自動車等」という。）の使用に代えて、バス、鉄道その他の公共交通機関又は自転車（次項において「公共交通機関等」という。）の利用に努めるものとする。

- 2 道は、道民の自家用自動車等の使用から公共交通機関等の利用への転換を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、その事業活動において使用する自動車等から排出される温室効果ガスの量を削減し、及びその使用する従業員の通勤における自家用自動車等の使用を抑制するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（自動車等の適正な運転）

第 19 条 自動車等を使用し、又は所有する者は、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するため、自動車等の急な発進を避ける等運行方法を改善し、燃費を向上させるような自動車等の運転を行うよう努めるものとする。

（自動車等のアイドリング・ストップ）

第 20 条 自動車等を運転する者は、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するため、自動車等の駐車時又は停車時における原動機の停止（次項から第 4 項までにおいて「アイドリング・ストップ」という。）を行うよう努めなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、その管理する自動車等を運転する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、指導その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 駐車場（規則で定める規模以上のものに限る。以下この条及び第 50 条において「特定駐車場」という。）の設置又は管理をする者は、当該特定駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、その旨を表示した看板の設置その他の規則で定める方法により周知しなければならない。
- 4 特定駐車場以外の駐車場の設置又は管理をする者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリン

グ・ストップを行うよう、その旨を表示した看板の設置その他適当と認める方法により周知するよう努めるものとする。

(次世代自動車の使用等)

第 20 条の 2 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、温室効果ガスを排出しない自動車又は温室効果ガスの排出の量が少ない自動車（次項においてこれらを「次世代自動車」という。）を購入し、又は使用するよう努めるものとする。

2 道は、次世代自動車（温室効果ガスを排出しない自動車に限る。）を使用しようとする者に対し、その動力源として再生可能エネルギー源により発電された電気が使用されるよう、情報の提供を行うものとする。

(自動車販売事業者等による地球温暖化防止性能情報の説明)

第 21 条 過去に道路運送車両法第 58 条第 1 項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車（以下この項において「新車」という。）の販売を行う事業者（第 50 条において「自動車販売事業者」という。）は、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る温室効果ガスの排出の量その他規則で定める事項（次項において「地球温暖化防止性能情報」という。）を、当該事項を記載した書面の交付その他適切な方法により説明しなければならない。

2 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条第 1 項の規定による許可を受けて同法第 78 条に規定する自家用自動車を業として有償で貸し渡そうとする者は、当該自家用自動車を借り受けようとする者に対し、当該自家用自動車に係る地球温暖化防止性能情報について、前項に規定する方法により説明を行うよう努めるものとする。

(物資の輸送を請け負う事業者による輸送の合理化)

第 21 条の 2 物資の輸送を請け負う事業者は、物資の輸送等に伴い自動車等から排出される温室効果ガスの量の削減を図るため、配送の共同化その他の輸送の合理化に努めるものとする。

第 5 章 機械器具に関する地球温暖化対策

(温室効果ガスの排出量が少ない機械器具の購入等)

第 22 条 エネルギーを消費する機械器具（自動車等を除く。以下この条及び次条において単に「機械器具」という。）を購入し、又は使用しようとする者は、温室効果ガスの排出の量が少ない機械器具を購入し、又は使用するよう努めるものとする。

2 道は、機械器具を販売する事業者と連携し、機械器具を購入し、又は使用しようとする事業者及び道民に対し、温室効果ガスの排出の量が少ない機械器具の普及の促進を図るために必要な情報の提供を行うものとする。

(省エネルギー性能情報の表示等)

第 23 条 未使用の機械器具であってエネルギーの消費量が相当程度多いものとして規則で定めるもの（以下この条において「特定機械器具」という。）を販売する事業者（第 50 条において「特定機械器具販売事業者」という。）は、当該営業所に陳列する特定機械器具の見やすい位置に、規則で定める当該特定機械器具のエネルギーの消費量等に関する情報（以下この条において「省エネルギー性能情報」という。）を表示し、又は特定機械器具を購入する者に対し、省エネルギー性能情報を説明しなければならない。

らない。

第6章 建築物に関する地球温暖化対策

(建築物の建築等に係る温室効果ガスの排出の量の削減等)

第24条 建築物の新築、増築、改築、修繕又は模様替（次項、次条第1項及び第25条第3項において「新築等」という。）を行おうとする者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化その他温室効果ガスの排出の量の削減等に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）は、新築等に係る建築物の設計を行う場合には、建築物に係るエネルギーの使用の抑制に関する理解の促進を図るため、当該建築物に関する工事の請負契約の注文者に対し、情報の提供に努めるものとする。
- 3 建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に関する情報の提供に努めるものとする。
- 4 道は、建築関連事業者と連携して、本道の地域特性に応じて建築物に係るエネルギーの使用が抑制された建築物の普及の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(建築物における地域材の利用の促進等)

第24条の2 建築物の新築等を行おうとする者は、温室効果ガスの排出の量の削減等その他の環境への負荷の低減に資するよう、建築物における地域材（北海道森林づくり条例（平成14年北海道条例第4号）第13条第2項に規定する地域材をいう。次項、次条第2項第5号及び第32条において同じ。）の利用に努めるものとする。

- 2 道は、自ら整備する建築物における地域材の利用に努めるとともに、木造建築物の普及、建築物における木材の利用に関する情報の提供、木造建築物の設計又は施工に関する知識及び技能を有する人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第25条 次に掲げる行為をしようとする者（次項第1号において「特定建築主等」という。）は、当該行為に係る建築物に関し温室効果ガスの排出の量の削減等に資するために講ずる措置に関する計画書（以下「建築物環境配慮計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

- (1) 規則で定める規模以上の建築物の新築又は規則で定める規模以上の改築
 - (2) 建築物の規則で定める規模以上の増築
- 2 建築物環境配慮計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 特定建築主等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - (2) 当該行為に係る建築物の名称及び所在地
 - (3) 当該行為に係る建築物の概要
 - (4) 再生可能エネルギーの導入のための措置
 - (5) 地域材の利用の有無
 - (6) 前項各号に掲げる行為の際に講ずる建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他温室効果ガスの排出の量の削減等に資するための措置
 - (7) その他規則で定める事項
- 3 建築物の新築等（第1項各号に掲げる行為を除く。）をしようとする者は、建築物環境配慮計画書を

作成し、知事に提出することができる。

- 4 第1項又は前項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、第2項各号に掲げる事項を変更したときは、変更後の建築物環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。

(工事完了の届出)

第26条 前条第1項又は第3項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、当該建築物に係る工事が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(建築物環境配慮計画書等の公表)

第27条 知事は、第25条第1項若しくは第3項の規定による建築物環境配慮計画書の提出、同条第4項の規定による変更後の建築物環境配慮計画書の提出又は前条の規定による届出があったときは、速やかに、これらを公表するものとする。

(適用除外)

第27条の2 この章(第24条第1項及び第24条の2を除く。)の規定は、建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第20条各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

第7章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策

(再生可能エネルギーの利用の推進)

第28条 道は、率先して、再生可能エネルギーの導入を図るよう努めるものとする。

- 2 道は、地域の再生可能エネルギー源を利用して得られた再生可能エネルギーについて、当該地域においてその利用が促進されるよう、地域における取組への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者及び道民は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、事業活動及び日常生活において、積極的な再生可能エネルギーの利用の推進に努めるものとする。

(再生可能エネルギー計画書の作成等)

第29条 北海道の区域内においてエネルギーを供給している小売電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。以下この項、次項及び第31条第2項において同じ。)は、規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「再生可能エネルギー計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

- (1) 小売電気事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (2) エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大に関し事業者が自ら定める目標
- (3) 前号の目標を達成するための基本方針及びその基本方針に基づき講ずる措置
- (4) その他規則で定める事項
- 2 北海道の区域内においてエネルギーを供給している事業者(小売電気事業者を除く。)は、再生可能エネルギー計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 3 前2項の規定により再生可能エネルギー計画書を提出した事業者は、第1項各号に掲げる事項を変更したときは、変更後の再生可能エネルギー計画書を知事に提出しなければならない。

(再生可能エネルギー計画の達成状況等の報告)

第 30 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定により再生可能エネルギー計画書を提出した事業者は、毎年度、同条第 1 項第 2 号の目標の達成状況その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(再生可能エネルギー計画書等の公表等)

第 31 条 知事は、第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による再生可能エネルギー計画書の提出、同条第 3 項の規定による変更後の再生可能エネルギー計画書の提出又は前条の規定による報告があったときは、速やかに、これらを公表するものとする。

2 小売電気事業者は、再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、他の事業者及び道民に対し、再生可能エネルギー源により発電された電気の量その他の必要な情報の提供に努めるものとする。

第 8 章 温室効果ガスの吸収作用及び固定作用の保全等

(森林の整備の推進等)

第 32 条 道は、森林の整備の推進及び保全の確保を図るとともに、地域材の利用を促進するものとする。

2 道は、森林が有する温室効果ガスの吸収作用及び固定作用に関する事業者及び道民の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者及び道民は、森林の整備の推進及び保全の確保並びに地域材の利用の促進に係る道が実施する取組に協力するよう努めるものとする。

(藻場等の保全等)

第 33 条 道は、温室効果ガスの吸収作用及び固定作用を有する藻場、干潟等の保全等の取組を推進するよう努めるものとする。

2 道は、藻場、干潟等が有する温室効果ガスの吸収作用及び固定作用に関する情報の収集を行うとともに、事業者及び道民に対し、当該情報の提供を行うものとする。

(自然の生態系の保全等)

第 34 条 道は、温室効果ガスの吸収作用及び固定作用を有する森林、藻場、干潟、湿地等の保全等のため、自然の生態系の保全及び適正な管理に努めるものとする。

第 9 章 気候変動適応に関する施策

(気候変動適応に関する施策の推進)

第 35 条 道は、地域の特性を踏まえ、気候変動適応に関する施策を推進するものとする。

(北海道気候変動適応センター)

第 36 条 道は、道内における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、北海道気候変動適応センターを設置し、及び運営する。

第10章 ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興等

(ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興)

第37条 道は、ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興を図るため、事業化及び事業者の当該産業への参入の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(製品又はサービスの開発等)

第38条 事業者は、温室効果ガスの排出の量が少ない、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する製品又はサービスの開発、販売又は提供を行うよう努めるものとする。

2 道は、前項に規定する製品及びサービスの普及を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第11章 ゼロカーボン北海道に対する理解の促進等

(ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に対する理解の促進)

第39条 道は、事業者及び道民がそれぞれ実施するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組について、相互の理解を深めるため、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関し、その従業員の理解を深めるため、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(北海道クールアース・デイ)

第40条 地球温暖化対策の重要性を再認識し、地球温暖化の防止に向けた道民の理解と意識の高揚を図る機会とするため、毎年7月7日を北海道クールアース・デイと定める。

2 道は、北海道クールアース・デイ及びこれに近接する期間に、事業者及び道民の地球温暖化についての関心及び理解を深め、並びに地球温暖化の防止のための行動を促すための取組を集中的に行うものとする。

3 道民は、前項の取組に自主的かつ積極的に参加するよう努めるものとする。

第12章 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けたライフスタイル等の転換

(道民の温室効果ガスの排出の量の削減等の取組)

第41条 道は、道民が日常生活における温室効果ガスの排出の量を把握し、その排出の量に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等の取組を実施することができるよう、温室効果ガスの排出の量の把握の方法その他の自主的な取組の促進に資する情報の提供を行うものとする。

2 事業者及び民間団体は、前項の温室効果ガスの排出の量の削減等の取組を実施する道民に対し、積極的に支援するよう努めるものとする。

(行事、催し物等におけるゼロカーボンの実現に資する取組の促進)

第42条 事業者及び道民は、行事、催し物等の開催に当たっては、企画の段階から開催後までの段階において、ゼロカーボンの実現に配慮するよう努めるものとする。

2 行事、催し物等に参加する事業者、道民及び観光旅行者等は、当該行事、催し物等の主催者が実施す

るゼロカーボンの実現に資する取組に協力するよう努めるものとする。

3 道は、行事、催し物等における当該行事、催し物等の主催者が実施するゼロカーボンの実現に資する取組を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第 43 条 事業者及び道民は、輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、農林水産物の積極的な地産地消に努めるものとする。

2 道は、北海道以外の地域からの農林水産物の輸送に係る温室効果ガスの排出の量の削減に貢献するため、食品若しくは木製品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供を行う事業者及び道民による積極的な地産地消を促進するよう努めるものとする。

(環境物品等の購入等の促進)

第 44 条 事業者及び道民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、環境物品等（国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等をいう。）を選択するよう努めるものとする。

(廃棄物の発生の抑制等)

第 45 条 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）の処理に伴い排出される温室効果ガスの量の削減を図るため、事業者は廃棄物の発生の抑制、使用済物品の再使用又は再生利用に、道民及び観光旅行者等は廃棄物の発生の抑制、使用済物品の再使用又は市町村が行う分別回収への協力に努めるものとする。

(冷暖房時の温度等)

第 46 条 事業者、道民及び観光旅行者等は、その活動する場所において冷暖房設備を使用するときは適切な温度に保つよう努めるとともに、事業者は、その従業員が勤務中において当該適切な温度に応じた衣服を着用することができるよう努めなければならない。

第 13 章 雑則

(財政上の措置)

第 47 条 道は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第 48 条 知事は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を積極的に実施する事業者及び道民の顕彰を行うものとする。

(指導及び助言)

第 49 条 知事は、事業者及び道民が、この条例に基づくゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告又は資料の提出)

第 50 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 14 条第 1 項の規定により事業者温室効果ガス削減等計画書を提出した事業者、特定駐車場を設置し、又は管理する者、自動車販売事業者、特定機械器具販売事業者、第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者及び第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定により再生可能エネルギー計画書を提出した事業者に対し、この条例に基づく措置の実施の状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第 51 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 第 14 条第 1 項若しくは第 3 項、第 15 条、第 25 条第 1 項若しくは第 4 項又は第 29 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による提出をせず、又は虚偽の事項を記載して提出した者
- (2) 第 20 条第 3 項又は第 21 条第 1 項の規定に違反した者
- (3) 第 23 条の規定による表示若しくは説明をせず、又は虚偽の表示若しくは説明を行った者
- (4) 第 25 条第 2 項第 6 号の措置をとらずに、同条第 1 項各号に掲げる行為をした者
- (5) 第 26 条の規定による届出をせず、又は虚偽の事項を記載して届け出た者
- (6) 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の事項を記載して報告をした者
- (7) 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(公表)

第 52 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第 53 条 地球温暖化対策についてこの条例と同等以上の効果を有する条例でこの条例の趣旨に則したものを制定している市町村の区域で規則で定めるものについては、この条例の規定（規則で定めるものに限る。）は、適用しない。

(規則への委任)

第 54 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 1 章、第 2 章、第 12 条、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条第 3 項、第 22 条、第 24 条、第 28 条、第 10 章から第 12 章まで、第 38 条、第 39 条、第 43 条及び第 44 条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、国の制度、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 25 年 10 月 15 日条例第 46 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 45 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 17 日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定、第 25 条第 2 項の改正規定及び第 41 条の改正規定（同条第 1 号中「第 13 条第 1 項若しくは第 4 項、第 14 条」を「第 14 条第 1 項若しくは第 3 項、第 15 条」に、「第 29 条第 1 項」を「又は第 29 条第 1 項」に改める部分、同条第 8 号中「報告又は」を「報告若しくは」に改める部分及び同条を第 51 条とする部分を除く。）は、同年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道地球温暖化防止対策条例（以下「旧条例」という。）第 8 条第 1 項の規定により定められている地球温暖化対策推進計画は、この条例による改正後の北海道地球温暖化防止対策条例（以下「新条例」という。）第 8 条第 1 項の規定により定められたゼロカーボン北海道推進計画とみなす。
- 3 新条例第 14 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に提出される同条第 1 項に規定する事業者温室効果ガス削減等計画書について適用し、同日前に提出された旧条例第 13 条第 1 項に規定する事業者温室効果ガス削減等計画書に記載する事項については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 25 条第 1 項に規定する建築物環境配慮計画書（工事着手の予定日が附則第 1 項ただし書に規定する日以後の建築物に係るものに限る。）については、同日前においても、同条第 2 項の規定の例により、同項に掲げる事項を記載して提出することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日条例第 56 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 27 日条例第 94 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。